

○山鹿市看護師等修学資金貸与条例施行規則

平成26年12月22日

規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、山鹿市看護師等修学資金貸与条例（平成26年山鹿市条例第47号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(修学資金の種類及び貸与の額)

第3条 条例第3条に規定する修学資金の種類は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、修学資金の貸与の額は、当該修学資金の種類ごとに同表の中欄に掲げる養成施設の設置者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

修学資金の種類	養成施設の設置者	貸与の額（月額）
1 看護師修学資金（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）法第21条に規定する文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した看護師養成所に在学する者に貸与する修学資金をいう。）	国、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人又は地方公共団体	35,000円
	国、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人及び地方公共団体以外の者	40,000円
2 准看護師修学資金（法第22条に規定する都道府県知事が指定した准看護師養成所に在学する者に貸与する修学資金をいう。）	国、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人又は地方公共団体	15,000円
	国、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人及び地方公共団体以外の者	21,000円

(修学資金の貸与期間)

第4条 修学資金を貸与する期間は、貸与を決定した日の属する年の4月から養成施設を卒業する日の属する月までとし、48月（条例第6条第2項の規定により修学資金の貸与を行わない期間を除く。）を限度とする。

(貸与の申請)

第5条 修学資金の貸与を受けようとする者は、山鹿市看護師等修学資金貸与申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 在学証明書又は入学する手続を終えた者であることを証する書類
- (3) 保証人の印鑑登録証明書及び収入に関する証明書
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(決定通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、修学資金の貸与の可否について選考の上決定し、その結果を山鹿市看護師等修学資金貸与承認（不承認）通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（保証人）

第7条 条例第5条に規定する保証人（以下「保証人」という。）は、修学資金の貸与を受けようとする者に父若しくは母又は3親等内の親族（以下「父母等」という。）があるときは、保証人のうち1人は、当該父母等でなければならない。この場合において、父母等以外の保証人については、修学資金の返還の支払の責任を負うために必要な資力を有する者でなければならない。

（選考委員会）

第8条 修学資金の貸与を受ける者を選考するため、山鹿市看護師等修学資金貸与選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

2 選考委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は、福祉部長をもって充てる。

4 副委員長は、山鹿市民医療センター看護部長をもって充てる。

5 委員は、4人以内とし、福祉部の職員のうちから福祉部長が指名する者をもって充てる。

6 選考委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

7 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

8 委員長は、必要があると認めるときは、申請を行った者に対し選考委員会への出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

9 選考委員会の庶務は、福祉部健康増進課において処理する。

（修学資金の交付）

第9条 修学資金は、6月、8月、11月及び2月に、それぞれ3か月分を交付するものとする。

2 前項の規定による交付は、当該交付月の末日までに行うものとする。

（異動届出）

第10条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届出をしなければならない。

(1) 休学、停学又は退学したとき。

(2) 復学したとき。

(3) 本人又は保証人の住所又は氏名の変更等をしたとき。

(4) 保証人が欠けたとき。

2 修学生が病気その他の事由で、前項の規定による届出をすることができないときは、父母等又は保証人が当該届出をしなければならない。

（修学資金の辞退）

第11条 修学資金の貸与を辞退しようとするときは、山鹿市看護師等修学資金辞退届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（返還債務の免除申請）

第12条 条例第7条の規定による返還債務の免除を受けようとする者は、山鹿市看護師等修学資金返還免除申請書（様式第4号）にその事由を証明する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（借用証書の提出）

第13条 修学生は、修学資金の貸与期間が満了したとき、又は条例第8条各号に該当したときは、貸与を受けた修学資金の全額に係る山鹿市看護師等修学資金借用証書（様式第5号）その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

（修学生の届出）

第14条 修学生は、修学資金の返還の完了前に次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 養成施設を卒業後、他の養成施設に進学したとき。
- (2) 養成施設を卒業後、1年以内に看護師等の免許を取得したとき。
- (3) 前号の免許取得後に条例第7条第1号に規定する医療機関等における看護師等としての勤務を開始したとき。
- (4) 看護師等として勤務する勤務先を変更したとき。
- (5) 看護師等として勤務しなくなったとき。
- (6) 山鹿市看護師等修学資金借用証書に記載した事項に変更があったとき。

2 前項の規定による届出をする場合においては、同項第1号の場合にあつては養成施設の長の在学証明書を、同項第2号の場合にあつては当該免許証の写しを、同項第3号、第4号及び第5号の場合にあつては事業主の雇用に関する証明書をそれぞれ提出しなければならない。

（死亡等の届出）

第15条 修学生が、修学資金の返還の完了前に死亡し、又は心身の故障のため修学又は業務を継続することが困難になったときは、本人又は保証人は、速やかに医師の診断書を添えて市長に届け出なければならない。

（返還書の提出）

第16条 条例第8条の規定により修学資金を返還しなければならない者は、山鹿市看護師等修学資金返還書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（返還の猶予の申請）

第17条 条例第9条の規定による返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、山鹿市看護師等修学資金返還猶予申請書（様式第7号）にその事由を証明する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（その他）

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 第5条の規定による貸与の申請及び第6条の規定による決定並びにこれらに関し必要

な手続その他の行為は、この規則の施行の日前においても、この規則の規定の例により行うことができる。

附 則（令和 5 年 11 月 16 日規則第 28 号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

（表）

山鹿市看護師等修学資金貸与申請書			
ふりがな			生年月日
氏名			年 月 日
現住所	郵便番号	電話番号	
学校・養成所名			第 学年
入学年月日		卒業予定年月	
年 月 日		年 月卒業予定	
<p>1 貸与を希望する修学資金の種類及び金額</p> <p>(1) 種類 修学資金</p> <p>(2) 金額 月額 円</p> <p>2 貸与を希望する期間</p> <p>年 月から 年 月まで</p>			

(裏)

山鹿市看護師等修学資金貸与条例の規定による修学資金を貸与くださるよう申請します。

なお、修学資金の貸与を受けることとなったときは、同条例及び同条例施行規則の定める事項を忠実に守ることを誓約します。

年 月 日

本人 氏名 ⑩

上記の者が貸与を受ける山鹿市看護師等修学資金貸与条例の規定による修学資金について本人と連帯して債務を負担します。

年 月 日

連帯保証人 住所

氏名 ⑩

連帯保証人 住所

氏名 ⑩

(宛先) 山鹿市長

様式第2号（第6条関係）

山鹿市看護師等修学資金承認（不承認）通知書

貸付決定番号 年 第 号  
年 月 日

様

山鹿市長



先に申請のあった山鹿市看護師等修学資金貸与条例の規定による修学資金の貸与については、下記のとおり決定したので通知します。

記

貸与の可否	種類	修学資金
承認・不承認		年 月から
		年 月まで

山鹿市看護師等修学資金辞退届

学校・養成所名

第 学年

氏名

1 辞退の時期 年 月分から

2 修学資金受領済額

年 月から 延べ 月分 円  
年 月まで

3 辞退の事由

上記のとおり山鹿市看護師等修学資金貸与条例の規定による修学資金の貸与を辞退  
します。

年 月 日

本人 住所

氏名 ⑩

連帯保証人 住所

氏名 ⑩

連帯保証人 住所

氏名 ⑩

(宛先) 山鹿市長

山鹿市看護師等修学資金返還免除申請書

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 修学資金総額  | 円 |
| 2 | 返還済額    | 円 |
| 3 | 返還未済額   | 円 |
| 4 | 返還免除申請額 | 円 |
| 5 | 返還免除の理由 |   |

上記のとおり山鹿市看護師等修学資金貸与条例の規定による修学資金の返還債務を免除していただきたく、別紙関係書類を添えて申請します。

年 月 日

本人 住所

氏名 ⑩

連帯保証人 住所

氏名 ⑩

連帯保証人 住所

氏名 ⑩

(宛先) 山鹿市長

収入印紙  
貼付欄

山鹿市看護師等修学資金借用証書

一金 円也

ただし、学校・養成所在学中 年 月から 年 月分までの山鹿市看護師等修学資金貸与条例の規定による修学資金として借用しました。

年 月 日

本人 住所

氏名 ⑩

連帯保証人 住所

氏名 ⑩

連帯保証人 住所

氏名 ⑩

(宛先) 山鹿市長



山鹿市看護師等修学資金返還猶予申請書

- 1 修学資金総額 円
- 2 返還済額 円
- 3 返還未済額 円
- 4 返還猶予期間 年 月 日から  
年 月 日まで
- 5 猶予申請の事由

上記のとおり山鹿市看護師等修学資金貸与条例の規定による修学資金の返還を猶予していただきたく、別紙関係書類を添えて申請します。

年 月 日

本人 住所

氏名 ⑩

連帯保証人 住所

氏名 ⑩

連帯保証人 住所

氏名 ⑩

(宛先) 山鹿市長